

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 外10名

被告 株式会社ベルカディア

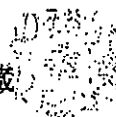
### 被告第3準備書面

平成29年7月31日

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御中

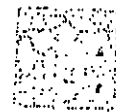
被告訴訟代理人弁護士

松 尾 栄 蔵



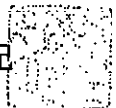
同

大 村 健



同

星 野 公 紀



頭書事件について、平成29年6月1日付けで原告らより提出された訴えの追加的変更申立書により変更された「請求の趣旨」及び「請求の原因」について、被告は以下のとおり答弁し、同日付けで原告らより提出された準備書面(4)について以下のとおり反論し、さらに同日付で原告らより提出された求釈明申立書(2)について以下のとおり回答する。

#### 第1 追加的変更後の「請求の趣旨」及び「請求の原因」に対する答弁

##### 1 請求の趣旨に対する答弁

##### A. 原告ひょうご消費者ネットの請求について

##### 1 原告ひょうご消費者ネットの請求を棄却する

2 訴訟費用は原告ひょうご消費者ネットの負担とする

B. 個人原告らの請求について

- 1 個人原告らの請求を棄却する
- 2 訴訟費用は個人原告らの負担とする  
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び反論

1 「1 はじめに」について

原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らによる、訴えの追加的変更の概要を説明するものであり、認否の対象ではないと考えるが、争う。

2 「2 本件契約条項4」について

認める。

3 「3 訴えの追加的変更申立てにかかる請求原因について」について

第1文については、法令の引用であり、認否の対象ではないと考える。その余については、否認ないし争う。

まず、再三にわたって主張をしているとおり（被告第2準備書面2頁以下）、被告がこれまでに旅行参加者に対して、同意書を一読の上で署名をすることを求めているのは、被告の主催するイベントが自然の中で開催されるものであってその性質上予測不能な危険を伴うものであることから、参加者の不注意により不幸な事故などが発生しないようにするために、このような危険を参加者に認識してもらおうという注意喚起、及び、万一そのような事故が発生し参加者の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、被告の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、被告は商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任を負わない（すなわち、商法、民法、標準旅行業約款若しくは関連法規どおりの責任を被告は負うことになるということであり、旅行参加者に不利益に商法、民

法，標準旅行業約款若しくは関連法規に定められた責任を変更するものではない。）という当然の事実の確認がその目的であり，被告が現在使用している別紙同意書文言目録記載の同意書文言（訴えの追加的変更申立書の別紙契約条項目録において本件契約条項4とされている文言である。以下「本件同意書文言」という。）も，旅行参加者の権利を制限する又は旅行参加者にとって不利益になるように取引の条件を変更することに該当しないことは明らかである。そのため，原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らによる，本同意書文言が旅行参加者及び被告の法律上の権利関係を規定する「特約」であることを前提とした主張（念のために付言すると，原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らの主張するように消費者契約法により効力が否定されるからではなく，そもそも本同意書文言は，旅行参加者及び被告の法律上の権利関係を何ら規律するものではない。）は全く的を射ておらず，失当である。

また，イベント参加チケットは，旅行参加者が被告のイベントを申込み支払いの手続きを済ませたことを示すものであって，当該イベント参加チケットを持参することを，被告は旅行参加者に対して求めているものであり，旅行参加者に対して上記のような目的のもとで同意書への署名をイベント参加者に求めているだけである。そのため，仮にイベント参加当日に同意書に署名の無いイベント参加チケットを旅行参加者が持参したとしても，その一事をもって被告はイベントへの参加を拒んだこともなく，今後も拒むことは一切予定していない（乙2）のであり，原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らの主張するような同意書に署名をしない場合には被告より旅行サービスの提供を受けられないかのような不実の告知をしているとの主張は全く的を射ておらず，失当である。

さらに付言すると原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らは「事実上，消費者に被告に対する法的権利の主張を断念させようとしている」ことをもって消費者契約法第4条第1項第1号所定の不実告知がなされようとしていると主張しているが，これは「重要事項について事実と異なることを告げること」という消費

者契約法第4条第1項第1号の規定と何ら関係ない主張であり、原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らが法的に何を主張せんと意図したものであるか、合理的に法的に解釈をすることができない（なお、被告としては無用に審理を長引かせる意図は全くないので、上記付言は原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らに対して求釈明をする趣旨ではない。）。

### 第3 準備書面（4）及び求釈明申立書に対する反論

原告ひょうご消費者ネット及び個人原告らによる本件訴訟における請求の原因は上記第2のとおり全く的を射ないものであるうえ、これまでの被告による反論で十分に主張を尽くしているため、これ以上の反論の必要は無く、求釈明に応じる必要性は無い。

以上から、本件訴訟につき、被告担当者の証人尋問の上、直ちに結審して頂きたい。

以上

**【別紙】**

## 同意書文言目録

私は、M. O. C. のイベントは自然の中での活動であり、予測不能な危険を伴うこと、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社は商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任を負わないこと、またその意味で自己責任となることを十分理解かつ認識し、ここに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。